

**組織が発行するデータの信頼性を確保する制度に関する検討会取りまとめ(案)  
に対する意見募集結果**

組織が発行するデータの信頼性を確保する制度に関する検討会

組織が発行するデータの信頼性を確保する制度に関する検討会取りまとめ(案)に対する意見募集で寄せられた意見

○ 意見募集期間:2021年5月1日(土)~2021年6月4日(金)

○ 意見提出数:19件

※意見提出数は、意見提出者数としています。

(意見提出順、敬称略)

受付順	意見提出者
1	株式会社帝国データバンク
2	株式会社お金のデザイン MYDC
3	株式会社電通国際情報サービス
4	GMO グローバルサイン株式会社
5	トラストサービス推進フォーラム
6	一般財団法人日本情報経済社会推進協会
7	一般財団法人日本データ通信協会
8	電子認証局会議
9	PwC 税理士法人
10	一般社団法人日本経済団体連合会デジタルエコノミー推進委員会データ戦略WG
11	株式会社 TREASURY

12	弥生株式会社
13	株式会社インフォーマート
14	TDK 株式会社
15	個人（5件）

### 組織が発行するデータの信頼性を確保する制度に関する検討会取りまとめ(案)に対する意見及びこれに対する考え方(案)

<b>該当箇所： 全体</b>	
<b>意見 1</b>	<b>考え方 1</b>
<p>本検討会開催中にデータ戦略 TF にてトラストの要素として整理された 3 点</p> <p>① 主体・意思： 意思表示の証明</p> <p>② 事実・情報： 発行元証明</p> <p>③ 存在・時刻： 存在証明</p> <p>のうち曖昧であった②を整理・定義されたことは有意義であったと思います。</p> <p style="text-align: right;">【トラストサービス推進フォーラム】</p>	<p>本取りまとめ（案）の賛同のご意見として承ります。</p>
<b>意見 2</b>	<b>考え方 2</b>
<p>我が国における e シールを含めた様々なトラストサービスの健全な発展を促進するためには、トラストサービスに関する技術基準の作成・維持の手段（国家標準の活用など）、適合性評価機関の位置づけ、評価結果の公開の方法等について、トラスト基盤の枠組みを整理した上で、体系的な制度設計に取り組むべきであると考えます。</p>	<p>頂いたご意見については、今後の検討における参考とさせていただきます。</p>

<p>特に、e シールに用いられる電子証明書を発行するトラストサービス（認証局）の技術基準は、お互いに整合性が図られるべきです。具体的には、EUにおける ETSI EN 319 401（トラストサービスプロバイダの一般ポリシー要件）のような共通の技術基準を設定するなど、体系的な技術基準のあり方を検討する必要があります。その際、電子署名及び認証業務に関する法律に基づく特定認証業務の認定基準を見直していくことと、併せて検討されるべきと考えます。</p> <p>今後は、データ戦略タスクフォース（第7回）（2021年5月26日開催）においてとりまとめられた「包括的データ戦略(案)」で示された「トラスト基盤の創設」の一環として、デジタル庁、総務省等を司令塔とした国全体としての取り組みを期待します。</p> <p style="text-align: right;">【一般財団法人日本情報経済社会推進協会】</p>	
<p><b>意見 3</b></p>	<p><b>考え方 3</b></p>
<p>取りまとめ(案)には、検討会における議論の内容が忠実に、また的確に示されており、今後デジタル庁を中心に進められるトラストサービスの基盤となる枠組み設計のための検討の道標となると思います。当協会としても、引き続きe シールを取り巻く動向を注視し、今後予定される議論に主体的に関与してまいりたいと考えております。</p> <p style="text-align: right;">【一般財団法人日本データ通信協会】</p>	<p>本取りまとめ（案）に賛同のご意見として承ります。</p>
<p><b>意見 4</b></p>	<p><b>考え方 4</b></p>
<p>デジタル社会を支える重要な基礎基盤であるトラストサービスの1つとして、日本では導入が進んでいないe シールの在り方を検討して指針に示す本取組みに賛同します。</p> <p style="text-align: right;">【PwC 税理士法人】</p>	<p>本取りまとめ（案）に賛同のご意見として承ります。</p>
<p><b>意見 5</b></p>	<p><b>考え方 5</b></p>
<p>e シールの定義「電子文書等の発行元の組織等を示す目的で行われる暗号化等の措置であり、当該措置が行われて以降当該文書等が改ざんされていないことを確認する仕組み」を踏まえると、税務上、電子データによる文書保存の要件等を定めた電子帳簿保存法において、真正性や完全性の観点からタイムスタンプとの併用又は代替的な要件として検討される余地がある</p>	<p>頂いたご意見については、今後の検討における参考とさせていただきます。</p>

<p>ように考えられます。今後、実務上の対応の柔軟性が高まることにもなることから、このような観点からの検討がなされることを期待します。</p> <p style="text-align: right;">【PwC 税理士法人】</p>	
<p><b>意見 6</b></p>	<p><b>考え方 6</b></p>
<p>e シールの活用について、押印や郵送の単純な代替を目的とするのではなく、プロセス全体の効率化につながるよう留意したうえで、今後詳細な制度を設計すべき。</p> <p style="text-align: center;">【一般社団法人日本経済団体連合会デジタルエコノミー推進委員会データ戦略 WG】</p>	<p>頂いたご意見については、今後の検討における参考とさせていただきます。</p>
<p><b>意見 7</b></p>	<p><b>考え方 7</b></p>
<p>商取引に係る書類の発行元保証においては、法人への e シール発行時に法人番号との紐づけを実施するよう、わが国としての制度を検討すべき。</p> <p style="text-align: center;">【一般社団法人日本経済団体連合会デジタルエコノミー推進委員会データ戦略 WG】</p>	<p>P12 に示したとおり、e シール用電子証明書の発行対象を特定するための識別子については、法人番号も含む複数の ID・番号体系が共存していることから、それらを包括的に表現可能な方式（OID: Object Identifier（オブジェクト識別子）等）を軸として今後検討することが適切だと考えます。</p>
<p><b>意見 8</b></p>	<p><b>考え方 8</b></p>
<p>今後、人が介在しないモデルの構築を視野に入れ、機器から発行したデータの発行元保証に関する具体的な制度を整備すべき。</p> <p style="text-align: center;">【一般社団法人日本経済団体連合会デジタルエコノミー推進委員会データ戦略 WG】</p>	<p>P11 に示したとおり、機器については認証局においてその実在性等を確認することが極めて困難であること等を踏まえて、e シール用電子証明書の拡張領域に記載可能とすることが適切だと考えており、頂いたご意見については、今後の検討における参考とさせていただきます。</p>
<p><b>該当箇所： はじめに</b></p>	
<p><b>意見 9</b></p>	<p><b>考え方 9</b></p>

<p>紙、デジタルデータ、いずれでやりとりをするのであれ真正性確認は必要である。</p> <p>他方で、現時点での「紙でのやりとり」や「押印」では実質的に担保できていないレベルでの真正性の確保を、デジタルデータでのやりとりでのみ要求するのは過剰だと考える。</p> <p style="text-align: right;">【弥生株式会社】</p>	<p>頂いたご意見については、今後の検討の参考とさせていただきます。</p>
<p><b>意見 10</b></p>	<p><b>考え方 10</b></p>
<p>「官民間」または「民民間」の、紙の文書のやりとりにおいて「認印廃止」という方向で議論が進んでいる状況下で、デジタルデータ上の「認印」を事実上、義務付ける方向性で制度設計を進めるのは合理的ではないと考える。</p> <p>あくまでもリスクに見合った形で e シールの使用・不使用が決定されるべきだと考える。(逆に言えば、リスクが大きい領域での使用を強制すべきではないと考える。)</p> <p>今回の検討会での、e シールの在り方について取りまとめた方向性等をうけて、デジタル庁(又は関係省庁)がかりそめにも「事実上、義務付ける方向性」での制度設計を進めないことを希望する。</p> <p>調達プロセスの公正性が問われる、ごく一部の公共調達や、SDGs 等の影響で調達基準が極めて高い企業における調達等、「限定された範囲」で e シールが用いられることについては問題ないと考える。</p> <p style="text-align: right;">【弥生株式会社】</p>	<p>ご指摘の事項については、今後 e シールの具体的な認定制度等を整備する場合に検討が進められると承知しており、頂いたご意見は参考とさせていただきます。</p>
<p><b>意見 11</b></p>	<p><b>考え方 11</b></p>
<p>データについての真正性確保の手段としては、e シール以外にも「Web 認証」等の複数の選択肢があると認識している。</p> <p>電子文書の性質や要求される真正性のレベルに応じて、適切な方法を選択できるようにすべきである。</p> <p>→データ・文書の真正性や発行元の身元確認での活用も、e シールという手段に限らず、例えばブロックチェーン技術等の利用によっても確認可能と考える。</p>	<p>頂いたご意見については、参考とさせていただきます。</p>

<p>(データ間の不整合の有無を確認することにより検証が可能である。)</p> <p style="text-align: right;">【弥生株式会社】</p>	
<p><b>意見 12</b></p> <p>e シールありきの検討を行うのではなく、授受するデータ・文書の性質やリスク、コストメリット、代替手段の有無に応じてトラストサービスの取捨選択を検討すべきである。</p> <p>業務をデジタル化してシステム間を API 接続する際には、所定の認証処理・操作をして、人手を介さずにデータをやり取りする手法をとる。そうした状況下で、さらに追加的に e シールによる証明が必要不可欠かどうかは疑問が残る。</p> <p>(例)</p> <p>①現状、銀行の取引明細については API 接続で、クレジットカード等の取引データはスクレイピング接続でデータを連携し、会計上の仕訳に連携している。その際は認証情報を用いて相手先のシステムに直接アクセスしてデータを授受することで、真正性を確保している。</p> <p>②EDI のように、ネットワーク参加者のアクセスやデータ授受において認証を行うような場合には、e シールによる発行元証明は不要と考える。</p> <p style="text-align: right;">【弥生株式会社】</p>	<p><b>考え方 12</b></p> <p>本取りまとめは、特定のユースケースにおいて e シールの利用を強制するものではありません。</p> <p>トラストサービスを活用するか、活用する場合はどのトラストサービスを活用するかは、状況によって異なると思いますが、頂いたご意見については、参考とさせていただきます。</p>
<p><b>意見 13</b></p> <p>e シールの使用可否については、利用者(エンドユーザー)が負担するコストが一つの判断基準になると考える。</p> <p>(判断基準の例)</p> <p>①1 回の取引あたりの支払コストとして、適切な水準にあるか？</p> <p>②従来の業務プロセス(例、紙の請求書を得意先に対して郵送する)とコスト比較した上で、適切な価格設定になっているか？</p> <p>仮にこうした判断基準に見合わないような価格設定を行った場合、デジタル化した業務プロセス(e シール使用)が利用者から選択されなくなる可能性が高い。このことが結果的に、業</p>	<p><b>考え方 13</b></p> <p>頂いたご意見については、参考とさせていただきます。</p>

<p>務プロセスのデジタル化の普及の阻害要因となることを懸念する。</p> <p style="text-align: right;">【弥生株式会社】</p>	
<p><b>意見 14</b></p>	<p><b>考え方 14</b></p>
<p>以上より、すべての事業者（大企業～中小・零細企業）にとって対応可能で、かつ、業務プロセスのデジタル化の普及促進に資するようなトラストサービスの検討を是非行っていただきたいと考える。</p> <p style="text-align: right;">【弥生株式会社】</p>	<p>頂いたご意見については、今後の検討における参考とさせていただきます。</p>
<p><b>該当箇所： e シールの目的</b></p>	
<p><b>意見 15</b></p>	<p><b>考え方 15</b></p>
<p>電子決済の普及、テレワークの普及等を背景に、請求書や領収書などのデジタル化のニーズが急速に高まる中で、それらの発行元証明すなわち e シールの真正性の確保が重要になっていることを、追記してはどうでしょうか。</p> <p style="text-align: right;">【一般財団法人日本情報経済社会推進協会】</p>	<p>P2に「新型コロナウイルス感染拡大に伴って、テレワークの推進が一層求められており、インターネット上で官民のあらゆるやり取りを完結する要請が高まるなか、トラストサービスの1つである e シール（電子文書の発信元の組織を示す目的で行われる暗号化等の措置）がその重要な役割の一端を担うことが期待されている。」と同旨の記載をさせていただいているため、修正は行わずに原案どおりとさせていただきます。</p>
<p><b>意見 16</b></p>	<p><b>考え方 16</b></p>
<p>また、最後の「・」の記載の 「～データ戦略タスクフォースにおいても、我が国における e シールを含む包括的なトラストサービスの在り方の検討の必要性が議論されている」 を</p>	<p>ご指摘を踏まえて検討し、当該箇所を「デジタル・ガバメント閣僚会議 データ戦略タスクフォースにて取りまとめられた「包括的データ戦略」においても、我が国におけるトラストを担保する包</p>



<p>「～データ戦略タスクフォースがとりまとめた「包括的データ戦略(案)」においても、わが国における e シールを含むトラストサービスの水平横断的な認定スキームの創設が、論点と課題の一つとして盛り込まれた。」</p> <p>に修正してはいかがでしょうか。</p> <p style="text-align: right;">【一般財団法人日本情報経済社会推進協会】</p>	<p>括的な枠組みの必要性が示された。」に修正いたします。</p>
<p><b>意見 17</b></p> <p>令和 2 年 1 2 月 2 1 日のデジタル・ガバメント閣僚会議(第 10 回)資料 5 に示された「トラストの枠組みの整備」にて、電子署名法により「主体・意思」、本年 4 月に施行された時刻認証の認定に関する告示により「存在・時刻」の証明が制度化されたが、残る「事実・情報」に関する証明について、国が関与しつ、信頼の置けるサービス・事業者に求められる技術上・運用上の基準や認定の仕組みに関する検討を進められたことは、今後のデジタルデータを利用推進に資するものと思われる。</p> <p>(参考)</p> <p>デジタル・ガバメント閣僚会議(第 10 回)資料 5</p> <p><a href="https://www.kantei.go.jp/jp/singi/it2/dgov/dai10/siryous5.pdf">https://www.kantei.go.jp/jp/singi/it2/dgov/dai10/siryous5.pdf</a></p> <p style="text-align: right;">【電子認証局会議】</p>	<p><b>考え方 17</b></p> <p>本取りまとめ(案)に賛同のご意見として承ります。</p>
<p><b>意見 18</b></p> <p>令和 2 年 1 2 月 2 1 日のデジタル・ガバメント閣僚会議(第 10 回)資料 5 に示された「トラストの枠組みの整備」にて、電子署名法により「主体・意思」、本年 4 月に施行された時刻認証の認定に関する告示により「存在・時刻」の証明が制度化されたが、残る「事実・情報」に関する証明について、国が関与しつ、信頼の置けるサービス・事業者に求められる技術上・運用上の基準や認定の仕組みに関する検討を進められたことは、今後のデジタルデータを利用推進に期待できます。</p> <p>(参考)</p>	<p><b>考え方 18</b></p> <p>本取りまとめ(案)に賛同のご意見として承ります。</p>

<p>デジタル・ガバメント閣僚会議(第10回)資料5  <a href="https://www.kantei.go.jp/jp/singi/it2/dgov/dai10/siryous.pdf">https://www.kantei.go.jp/jp/singi/it2/dgov/dai10/siryous.pdf</a></p> <p style="text-align: right;">【個人】</p>	
<p><b>該当箇所： e シールの仕組み</b></p>	
<p><b>意見 19</b></p> <p>e シールを用いることが、直接的に業務効率化や生産性の向上に繋がるのではない。  業務効率化や生産性向上には、情報システムの見直しも含めた「抜本的な業務プロセスの見直し」が前提条件として必要である。</p> <p style="text-align: right;">【弥生株式会社】</p>	<p><b>考え方 19</b></p> <p>頂いたご意見については、参考とさせていただきます。</p>
<p><b>該当箇所： 検討に当たっての主な観点</b></p>	
<p><b>意見 20</b></p> <p>グローバルな商取引においてわが国企業が孤立しないよう、諸外国で普及している e シールサービスをわが国において利用できるような制度設計を進めるべき。同時に、官民間の手続きを含め、諸外国で普及していない e シールサービスの利用をわが国企業に義務付けることのないようにすべき。</p> <p style="text-align: right;">【一般社団法人日本経済団体連合会デジタルエコノミー推進委員会データ戦略 WG】</p>	<p><b>考え方 20</b></p> <p>P4に示したとおり、本取りまとめ(案)の整理に当たっては、国際的な整合性も考慮しながら検討を行っております。</p> <p>頂いたご意見については、今後の検討における参考とさせていただきます。</p>
<p><b>意見 21</b></p> <p>EU等の既に導入済みの諸外国と互換性のある制度であってほしい。特に当社のような日本での取引高が少ないグローバル企業にとって、日本独自の制度となってしまうと、本制度の有効性が見いだせない。</p> <p style="text-align: right;">【TDK 株式会社】</p>	<p><b>考え方 21</b></p> <p>P4に示したとおり、本取りまとめ(案)の整理に当たっては、国際的な整合性も考慮しながら検討を行っております。</p> <p>頂いたご意見については、今後の検討における参考とさせていただきます。</p>

<p><b>意見 22</b></p> <p>本制度に導入に際し追加で新たな法令制定するのではなく、既存の電子化に関する法令（e-文書法や電子帳簿保存法等）と統合する等、わかりやすい法体系としてほしい。</p> <p style="text-align: right;">【TDK 株式会社】</p>	<p><b>考え方 22</b></p> <p>頂いたご意見については、参考とさせていただきます。</p>
<p><b>該当箇所： e シールの定義</b></p>	
<p><b>意見 23</b></p> <p>e シールと電子署名の違いを定義とともに電子証明書プロファイルでも明確に区別し、利用者・検証者の双方で「どちらを利用すれば良いか（どちらを利用しているのか）」明確化することが良いと考えます。</p> <p style="text-align: right;">【株式会社帝国データバンク】</p>	<p><b>考え方 23</b></p> <p>頂いたご意見については、今後の検討における参考とさせていただきます。</p>
<p><b>意見 24</b></p> <p>e シールと電子署名の違いを定義とともに電子証明書プロファイルでも明確に区別し、利用者・検証者の双方で「どちらを利用すれば良いか（どちらを利用しているのか）」を明確化することが良いと考えます。</p> <p style="text-align: right;">【電子認証局会議】</p>	<p><b>考え方 24</b></p> <p>頂いたご意見については、今後の検討における参考とさせていただきます。</p>
<p><b>意見 25</b></p> <p>e シールの定義に関して、賛同いたします。</p> <p style="text-align: right;">【個人】</p>	<p><b>考え方 25</b></p> <p>本取りまとめ（案）に賛同のご意見として承ります。</p>
<p><b>該当箇所： ① e シールに求められる要素</b></p>	
<p><b>意見 26</b></p> <p>e シールのレベルを判別するための呼称を将来決定することが必要であるとともに、電子証明書プロファイルでも明確に区別可能とするための施策が必要と考えます。</p>	<p><b>考え方 26</b></p> <p>頂いたご意見については、今後の検討における参考とさせていただきます。</p>

<p>少なくとも、レベル3とレベル2は電子証明書プロファイルで区別可能とすべきです。 【株式会社帝国データバンク】</p>	
<p><b>意見 27</b></p>	<p><b>考え方 27</b></p>
<p>認定されたeシール（クオリファイドなeシール）の法的効果の検討が今後必要である旨を追記してはどうでしょうか。</p> <p>データ戦略タスクフォース（第7回）の資料1「トラストに関するワーキングチーム—検討状況—」の9ページにおいて、「通用性」として、以下の効力が例示されています。</p> <p>(1) 電子文書を広く利用するため、例えば以下の事項を明確にすることが期待される。</p> <p>①法令上の交付・保存・提出等における有効性（許容性）</p> <p>②民間の取引における有効性（電子的だという理由で効力を否定することはできない）</p> <p>(2) トラストサービスの認定の仕組みを活用することにより、以下の効果が期待される。</p> <p>①法令上の交付・保存・提出等における電子署名、タイムスタンプ及び発行元証明その他の有効性（許容性）を明確にすることによる電子化の推進</p> <p>②民間の取引の重要性に応じたトラストサービスのレベル設定による安全性や信頼性の確保</p> <p>このように、発行元証明であるeシールの法的な効力（例えば「通用性」）についての検討が今後の課題である旨の記述が本とりまとめに記載されることを希望します。 【一般財団法人日本情報経済社会推進協会】</p>	<p>本取りまとめは、「組織が発行するデータの信頼性を確保する制度に関する検討会」の取りまとめであるため、第8回検討会でいただいたeシールに関する法的効果についてのご意見である『eシールの法的効果として、「組織から発出されたことが推定できる」といったことを規定できるのではないか。』をP9の「【参考】議論であがった主な意見（抜粋）」に追記いたします。</p>
<p><b>意見 28</b></p>	<p><b>考え方 28</b></p>
<p>eシールのレベルを判別するための呼称を将来決定することが必要であるとともに、電子証明書プロファイルでも明確に区別可能とするための施策が必要と考えます。</p> <p>少なくとも、レベル3とレベル2は電子証明書プロファイルで区別可能とすべきです。</p> <p>また、eシールのレベル分けに関して、レベル2以上に求められる一定の技術基準に関して</p>	<p>頂いたご意見については、今後の検討における参考とさせていただきます。</p>

<p>は、相応の検討が必要であるので、今後の検討に期待します。</p> <p style="text-align: right;">【電子認証局会議】</p>	
<p><b>意見 29</b></p> <p>e シールのレベル分けに関して、レベル2以上に求められる一定の技術基準に関しては、相応の検討が必要であると思料いたしますので、今後の検討に期待します。</p> <p style="text-align: right;">【個人】</p>	<p><b>考え方 29</b></p> <p>頂いたご意見については、今後の検討における参考とさせていただきます。</p>
<p><b>意見 30</b></p> <p>欄外の以下コメントに賛同します。意思を表明するドキュメントは、電子署名が相応しいと思料します。</p> <p>「【】内は、本来、意思表示を目的とする“電子署名”が馴染むと考えられるユースケース」</p> <p>⑥その他に、機器（IoT デバイスなど）を例として記載しては如何でしょうか。</p> <p style="text-align: right;">【株式会社帝国データバンク】</p>	<p><b>考え方 30</b></p> <p>本取りまとめ（案）の賛同のご意見として承ります。</p> <p>機器については、P11 に示したとおり、e シール用電子証明書の発行対象の候補として検討しており、ユースケースそのものではないと考えるため、修正は行わずに原案どおりとさせていただきます。</p> <p>なお、機器の情報は、認証局においてその実在性等を確認することが極めて困難であること等の課題を踏まえて、e シール用電子証明書の任意のフィールドである拡張領域に記載できることとすることが適切だと考えます。</p>
<p><b>意見 31</b></p> <p>個人型確定拠出年金／iDeCo をユースケースに採用いただきたい。</p> <p>iDeCo は書面手続きが多く、利用者側も事業主側も負荷が重い。例えば会社勤めの方は在籍証明等に事業主の証明書が必要であり、事業主側は確認・記載の手間がかかる。更には iDeCo 加入者が在籍する事業主は毎年、国民年金基金連合会から送られる現況届（在籍確認等）を確</p>	<p><b>考え方 31</b></p> <p>iDeCo についても「国への各種申請書類等」として P10 に記載させていただいているため、修正は行わずに原案どおりとさせていただきます。</p>

<p>認・記載の手間がかかっている。加入時に発行される「加入確認通知書」、毎年発行される「掛金払込証明書」、退職で企業型確定拠出年金の資産を iDeCo に移換していない方に送られる「自動移換通知書」等、発行物も多い。iDeCo 加入者は 200 万人弱と現状では少ないが、英国における確定拠出年金への加入促進策として行動科学的見地等から自動加入制度が導入された結果、約 8 割が加入した報告があるように日本においても法整備による加入者増加を期待したい。業務効率化や生産性向上が求められるユースケースは iDeCo の運営である。実施主体は国民年金基金連合会。</p> <p>(参照)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ iDeCo 加入者・運用者の手引き <a href="https://www.ideco-koushiki.jp/library/pdf/member_operator_guide.pdf">https://www.ideco-koushiki.jp/library/pdf/member_operator_guide.pdf</a></li> <li>・ iDeCo 事業主の手引き <a href="https://www.ideco-koushiki.jp/library/pdf/owner_guide.pdf">https://www.ideco-koushiki.jp/library/pdf/owner_guide.pdf</a></li> <li>・ 2022 年 10 月の法改正にて企業型確定拠出年金の加入者が iDeCo に加入しやすくなり、より一層、加入者が増える予定 <a href="https://www.ideco-koushiki.jp/library/pdf/seidokaisei202006_1.pdf">https://www.ideco-koushiki.jp/library/pdf/seidokaisei202006_1.pdf</a></li> <li>・ 政府税制調査会海外調査報告（該当 2 ページ） <a href="https://www.cao.go.jp/zeicho/content/1zen25kai4.pdf">https://www.cao.go.jp/zeicho/content/1zen25kai4.pdf</a></li> </ul> <p style="text-align: right;">【株式会社お金のデザイン MYDC】</p>	
<p><b>意見 32</b></p> <p>欄外の以下コメントに賛同します。意思を表明するドキュメントは、電子署名が相応しいと思料します。</p> <p>「【】 内は、本来、意思表示を目的とする“電子署名”が馴染むと考えられるユースケース」</p> <p style="text-align: right;">【電子認証局会議】</p>	<p><b>考え方 32</b></p> <p>本取りまとめ（案）に賛同のご意見として承ります。</p>
<p><b>意見 33</b></p>	<p><b>考え方 33</b></p>

<p>【契約書】は、その契約内容によりレベル3が求められるケースが想定されるので、[レベル3]or[レベル2]のゾーン（オレンジ色のゾーン）に記載することが適当であると思料します。</p> <p style="text-align: right;">【電子認証局会議】</p>	<p>ご指摘を踏まえて検討し、【契約書】はレベル2と3の間に記載いたします。</p> <p>なお、契約書には本来意思表示を目的とする電子署名が使われると考えており、その旨をP10の左下に記載しています。</p>
<p><b>意見 34</b></p>	<p><b>考え方 34</b></p>
<p>一般的な名刺には、厳格な発行元証明は求められていない。分類②に「デジタル名刺」とあるが、頻繁に情報が変更される可能性のある名刺の情報について、eシールの使用を義務付けることのないようにすべき。</p> <p style="text-align: center;">【一般社団法人日本経済団体連合会デジタルエコノミー推進委員会データ戦略WG】</p>	<p>P10に示した図は、各ユースケースとeシールのレベルとの関係性の一例であり、それぞれのユースケースにそれぞれのレベルのeシールの利用を義務づけるものではありませんが、P10には一例である旨を追記いたします。</p>
<p><b>意見 35</b></p>	<p><b>考え方 35</b></p>
<p>意思表示を伴わないため、当事者の意思表示が成立要件となっている契約書等に活用する場合には、活用する場面を限定的にした方が後の問題発生リスクが下がるものと思われます。</p> <p style="text-align: right;">【株式会社 TREASURY】</p>	<p>P10に示した図は、本検討会や「トラストサービスに関する提案募集」で頂いたご意見等を整理した各ユースケースとeシールのレベルとの関係性の一例です。</p> <p>P10に示したとおり、契約書については本来、意思表示を目的とする”電子署名”が馴染むユースケースと考えております。他方、場合によっては、利用者の判断で契約書にeシールが用いられることもあり得て（上記提案募集でそのような提案あり）、それが禁止されるまでではないと考えられるため、頂いたご意見については、参考とさせていただきます。</p>

<b>意見 36</b>	<b>考え方 36</b>
<p>商取引の最初期の段階、取引先の実在性に疑義があるような段階には、e シールが付与されていることで、この疑義を解消できるとの一定のメリットがあると考えます。その一方で、反復継続的な商取引が行われる段階では（当然、この段階では、実在性の疑義についても解消している）、見積、受注、請求という商取引の各ステップや、毎月定期的に行われる請求行為で毎回 e シールを付与する意義はきわめて薄いと考える。→「e シールを必要としない」というレベル（レベル 0）についても想定すべきと考える。</p> <p style="text-align: right;">【弥生株式会社】</p>	<p>P9 で示しているのは、e シールの分類になります。</p> <p>ご指摘のとおり、e シールを必要としない場合はあり得て、それを含めて利用者側の選択（裁量）に委ねられていると考えます。</p>
<b>該当箇所： ② e シール用電子証明書の発行対象となる組織等の範囲</b>	
<b>意見 37</b>	<b>考え方 37</b>
<p>以下ですが、例えば IoT デバイスは、デバイスを識別するための情報を CN（Common Name）に記載することも可能と思料します。</p> <p>例）CN=Device 123456789 O=TEIKOKU DEVICE, Inc</p> <p>・ それよりも粒度の細かい、事業所・営業所・支店・部門単位や、担当者（意思表示を伴わない個人、機器については、電子証明書の任意のフィールドである拡張領域に記載することができることとする。</p> <p style="text-align: right;">【株式会社帝国データバンク】</p>	<p>P11 に示したとおり、機器は e シール用電子証明書の発行対象にはならないため、サブジェクトの CN（Common Name）に記載するのではなく、e シール用電子証明書の任意のフィールドである拡張領域に記載できることとすることが適切だと考えます。</p>
<b>意見 38</b>	<b>考え方 38</b>
<p>e シールの発行対象の組織に関する以下の部分に賛同します。</p> <p>・ それよりも粒度の細かい、事業所・営業所・支店・部門単位・サービス名称や、担当者（意思表示を伴わない個人、機器については、電子証明書の任意のフィールドである拡張領域に記載することができることとする。</p>	<p>本取りまとめ（案）に賛同のご意見として承ります。</p>



<p>例) CN=Device 123456789 O=ABCDE DEVICE, Inc</p> <p>以上について、例えば IoT 機器は、識別するための情報を CN (Common Name) に記載することも可能と思料します。</p> <p style="text-align: right;">【電子認証局会議】</p>	
<p><b>意見 39</b></p> <p>なお、発行対象と言う文言は、電子証明書発行時に「真偽確認対象となる組織等」と実際に電子証明書と紐づく子組織やデバイスなどと混同することがあるため、今後の整理に期待いたします。</p> <p style="text-align: right;">【電子認証局会議】</p>	<p><b>考え方 39</b></p> <p>本取りまとめ（案）において発行対象としては、電子証明書発行時に「真偽確認対象となる組織等」を想定しています。</p> <p>頂いたご意見については、今後の検討における参考とさせていただきます。</p>
<p><b>意見 40</b></p> <p>「発行対象」と言う文言は、電子証明書発行時に「真偽確認対象となる組織等」と実際に電子証明書と紐づく「子組織」や「デバイス」などと混同することがあるため、今後の整理に期待いたします。</p> <p style="text-align: right;">【個人】</p>	<p><b>考え方 40</b></p> <p>本取りまとめ（案）において発行対象としては、電子証明書発行時に「真偽確認対象となる組織等」を想定しています。</p> <p>頂いたご意見については、今後の検討における参考とさせていただきます。</p>
<p><b>意見 41</b></p> <p>e シール用電子証明書の発行対象特定識別子は、国際的な連携を視野にすると、先行事例も参照すべきと思料します。</p> <p>OrganizationIdentifier (OID. 2. 5. 4. 97) は既に EU 域内で利用され、また日本国内でも電子署名法の認定認証事業者が発行する電子証明書でも活用されており、今後の検討において候補となりうると想定します。</p>	<p><b>考え方 41</b></p> <p>頂いたご意見については、今後の検討における参考とさせていただきます。</p>

【株式会社帝国データバンク】	
<b>意見 42</b>	<b>考え方 42</b>
<p>e シール用電子証明書の発行対象特定識別子は、国際的な連携を視野にすると、先行事例も参照すべきと思料します。</p> <p>EU 域内では、OID 2.5.4.97(OrganizationIdentifier) に、NTR**(??番号)を、法人の識別子として格納しています。また日本国内の電子署名法の認定認証事業者が発行する電子証明書でも、これと同様に、OID 2.5.4.97に識別子として法人番号を格納しています。今後の検討において候補となりうると想定します。</p> <p style="text-align: right;">【電子認証局会議】</p>	<p>頂いたご意見については、今後の検討における参考とさせていただきます。</p>
<b>意見 43</b>	<b>考え方 43</b>
<p>なお、発行対象の特定につきましては、既存の ID・番号も含めて包括的に表現可能な方式を軸として今後検討することに賛同いたします。</p> <p style="text-align: right;">【電子認証局会議】</p>	<p>本取りまとめ（案）に賛同のご意見として承ります。</p>
<b>意見 44</b>	<b>考え方 44</b>
<p>電子証明書発行時に「真偽確認対象となる組織等」を表す識別子と実際に電子証明書と紐づく子組織やデバイスなどを表す識別子に関しては、混同なきよう今後の整理に期待します。</p> <p style="text-align: right;">【電子認証局会議】</p>	<p>本取りまとめ（案）において発行対象としては、電子証明書発行時に「真偽確認対象となる組織等」を想定しています。</p> <p>頂いたご意見については、今後の検討における参考とさせていただきます。</p>
<b>意見 45</b>	<b>考え方 45</b>
<p>e シールに関する識別子については、今後検討することとされているが、実務上の対応の複雑性やコストなどを踏まえると、例えば国税庁の法人番号など既存の ID・番号を中心に検討することが望ましいように考えます。また、例えばサブの識別子として、今後導入が予定されている消費税上のインボイス制度における適格請求書発行事業者登録番号を利用することも検</p>	<p>P12に示したとおり、e シール用電子証明書の発行対象を特定するための識別子については、国税庁の法人番号や適格請求書発行事業者登録番号も含め、複数の ID・番号体系が共存していることか</p>

<p>討の余地があるように考えます。</p> <p style="text-align: right;">【PwC 税理士法人】</p>	<p>ら、それらを包括的に表現可能な方式 (OID:Object Identifier (オブジェクト識別子) 等) を軸として今後検討することが適切だと考えます。</p>
<p><b>意見 46</b></p>	<p><b>考え方 46</b></p>
<p>「発行対象」の特定につきましては、既存の ID・番号も含めて包括的に表現可能な方式を軸として今後検討することに賛同いたします。国が関与する制度であるから、発番機関が国であることが望ましいとは思われますが、今後の検討に期待いたします。今後の検討とは存じませんが、電子証明書発行時に「真偽確認対象となる組織等」を表す識別子と、実際に電子証明書と紐づく「子組織」や「デバイス」などを表す識別子に関しては、混同なきよう今後の整理に期待します。</p> <p style="text-align: right;">【個人】</p>	<p>本取りまとめ（案）に賛同のご意見として承ります。</p> <p>その他のご意見は、今後の検討における参考とさせていただきます。</p>
<p><b>意見 47</b></p>	<p><b>考え方 47</b></p>
<p>E インボイスの開始検討及びその拡大に向けて適格請求書発行事業者登録番号を公的なデータベース（識別子）に加えていただくと現実的運用に近くなると思われま。</p> <p style="text-align: right;">【株式会社インフォマート】</p>	<p>頂いたご意見については、今後の検討における参考とさせていただきます。</p>
<p><b>該当箇所： ③ 組織等の実在性・申請意思の確認の方法</b></p>	
<p><b>意見 48</b></p>	<p><b>考え方 48</b></p>
<p>以下に賛同します。単にデータを集積しただけのデータベースでは信頼に足りず、定期更新が実施されている必要があります。</p> <p>「第三者機関データベースは、それがしっかり管理・構築されているかを確認しその扱いについてランク付けが必要ではないか」</p> <p style="text-align: right;">【株式会社帝国データバンク】</p>	<p>本取りまとめ（案）の賛同のご意見として承ります。</p>
<p><b>意見 49</b></p>	<p><b>考え方 49</b></p>

<p>以下に賛同します。単にデータを集積しただけのデータベースでは信頼に足りず、定期更新が実施されている必要があります。</p> <p>「第三者機関データベースは、それがしっかり管理・構築されているかを確認しその扱いについて検討が必要ではないか」</p> <p>また、組織等の実在性・申請意思の確認の方法の方向性について、賛同いたします。</p> <p style="text-align: right;">【電子認証局会議】</p>	<p>本取りまとめ（案）の賛同のご意見として承ります。</p>
<p><b>意見 50</b></p>	<p><b>考え方 50</b></p>
<p>組織等の実在性・申請意思の確認の方法の方向性について、賛同いたします。</p> <p style="text-align: right;">【個人】</p>	<p>本取りまとめ（案）に賛同のご意見として承ります。</p>
<p><b>意見 51</b></p>	<p><b>考え方 51</b></p>
<p>以下に賛同します。</p> <p>「あくまでも e シール用電子証明書の発行対象は組織等であり、事業所・営業所・支店・部門等や担当者、機器等は、任意の拡張領域に記載されるということを踏まえると、認証局に対して、事業所・営業所・支店・部門等や担当者、機器等の実在性を確認することまで求める必要はないと考えられる。したがって、事業所・営業所・支店・部門等や担当者、機器等の実在性の確認については、組織の代表者の宣言の結果を尊重することとし、拡張領域への記載事項については発行対象である組織等が一義的な責任を負うことが適当だと考えられる。」</p> <p style="text-align: right;">【株式会社帝国データバンク】</p>	<p>本取りまとめ（案）の賛同のご意見として承ります。</p>
<p><b>意見 52</b></p>	<p><b>考え方 52</b></p>
<p>以下に賛同します。</p> <p>「あくまでも e シール用電子証明書の発行対象は組織等であり、事業所・営業所・支店・部門等や担当者、機器等は、任意の拡張領域に記載されるということを踏まえると、認証局に対して、事業所・営業所・支店・部門等や担当者、機器等の実在性を確認することまで求める必要はないと考えられる。したがって、事業所・営業所・支店・部門等や担当者、機器等の実</p>	<p>本取りまとめ（案）の賛同のご意見として承ります。</p>

<p>在性の確認については、組織の代表者の宣言の結果を尊重することとし、拡張領域への記載事項については発行対象である組織等が一義的な責任を負うことが適当だと考えられる。」</p> <p style="text-align: right;">【電子認証局会議】</p>	
<p><b>意見 53</b></p>	<p><b>考え方 53</b></p>
<p>e-シールの発行の際に企業の実在性の確認し、登録が完了したあとは、一定の有効期間を設けていただきたい。</p> <p style="text-align: right;">【TDK 株式会社】</p>	<p>頂いたご意見については、参考とさせていただきます。</p>
<p><b>意見 54</b></p>	<p><b>考え方 54</b></p>
<p>レベル2においても、「商業登記電子証明書」や「登記事項証明書」で確認する場面が必要となるのではないのでしょうか？</p> <p style="text-align: right;">【電子認証局会議】</p>	<p>P16 に示した表は、レベルに応じた e シールに係る電子証明書の発行の手続の整理の一例になります。レベル2の e シールにおいても、e シールサービス提供事業者が任意で、「商業登記電子証明書」や「登記事項証明書」を組織等の実在性・申請意思の確認として求めることはあり得ると考えます。</p>
<p><b>該当箇所： ④ e シール用電子証明書の記載事項等</b></p>	
<p><b>意見 55</b></p>	<p><b>考え方 55</b></p>
<p>レベル2の e シールで第三者（当該 e シールサービスについて技術基準等の評価を行う機関）による評価を受けた e シールであることが判別できる記載（当該記載は、例えば日本独自の objectIdentifier を取得して記載することも想定できる）を標準とすることが信頼性確保の観点から適切と思料します。</p> <p style="text-align: right;">【株式会社帝国データバンク】</p>	<p>頂いたご意見については、参考とさせていただきます。</p>
<p><b>意見 56</b></p>	<p><b>考え方 56</b></p>

<p>レベル2のeシールで第三者（当該eシールサービスについて技術基準等の評価を行う機関）による評価を受けたeシールであることが判別できる記載（当該記載は、例えば日本独自のobjectIdentifierを取得して記載することも想定できる）を標準とすることが信頼性確保の観点から適切と思料します。</p> <p style="text-align: right;">【電子認証局会議】</p>	<p>頂いたご意見については、参考とさせていただきます。</p>
<p><b>意見 57</b></p>	<p><b>考え方 57</b></p>
<p>「評価を行った当該第三者機関を拡張領域に記載することを可能とする」記載する情報の標準化（組織名、法人番号など）が必要であると考えます。</p> <p style="text-align: right;">【電子認証局会議】</p>	<p>頂いたご意見については、今後の検討における参考とさせていただきます。</p>
<p><b>意見 58</b></p>	<p><b>考え方 58</b></p>
<p>なお、電子証明書フォーマットおよびレベル2以上の判別情報の記載について、賛同いたします。今後、レベルに応じた記載項目の検討を期待します。</p> <p style="text-align: right;">【電子認証局会議】</p>	<p>本取りまとめ（案）に賛同のご意見として承ります。</p> <p>その他のご意見は、今後の検討における参考とさせていただきます。</p>
<p><b>意見 59</b></p>	<p><b>考え方 59</b></p>
<p>電子証明書フォーマットおよびレベル2以上の判別情報の記載について、賛同いたします。今後、レベルに応じた記載項目の検討を期待します。</p> <p style="text-align: right;">【個人】</p>	<p>本取りまとめ（案）に賛同のご意見として承ります。</p> <p>その他のご意見は、今後の検討における参考とさせていただきます。</p>
<p><b>意見 60</b></p>	<p><b>考え方 60</b></p>
<p>組織が発行するデータの信頼性を確保する制度に関する検討会取りまとめ（案） Page17（4）eシール用電子証明書の記載事項等</p> <p>においてeシール用電子証明書のフォーマットとしてX.509の利用が想定されております。</p>	<p>P17に示したとおり、国内の類似制度のみならず国際的な整合性（海外との相互運用の可能性）に鑑みて、レベル2及びレベル3のeシール用電子証明書については、ITU-T X.509を使用すること</p>

<p>X. 509 は TLS サーバ証明書などで広く利用されるフォーマットであり国際的に見てもこの選択は間違っていないかもしれませんが、しかし X. 509 証明書は署名生成する際に一つの秘密鍵を用いて署名することが想定されており、リモート署名において、ユーザの手元に秘密鍵がなく遠隔で処理する際には、完全に鍵を委託する必要があります。</p> <p>一方で、暗号資産における署名方式のひとつとして複数の秘密鍵を用いてトランザクションに署名方式としてマルチシグネチャと呼ばれる方式の利用が一般的です。これは、一つの鍵が漏洩してもトランザクションに署名できない、また鍵を紛失した際に他の鍵でカバーできるなど安全性の高い方式であり、暗号資産においては一般的な鍵管理方式でもあります。</p> <p>これを踏まえると、リモート署名というアプリケーションにおいては、このような複数の鍵を用いるケースについても利用できるようにしなければならないと考えます。諸外国の仕様をそのまま日本に持ってきて適用するだけでは新しいイノベーションが生まれません。日本独自の技術を考える際には、既存の技術やフォーマットを利用することで、新しい技術を阻害することがあってはなりません。</p> <p>今回の取りまとめ案では X. 509 証明書に限っておりますが、例えばマルチシグネチャのような新しい技術を導入できず柔軟性のない方式に縛られてしまうことを危惧しております。方式としては少し緩めることが望まれており、特に暗号技術に関しては CRYPTREC との連携のもと、新しい方式を積極的に取り入れることも検討すべきであると考えます。少々脱線しましたが、今回の意見としては、X. 509 証明書の縛りを無くすようお願いしたく存じます。</p> <p style="text-align: right;">【個人】</p>	<p>が適切だと考えます。</p> <p>他方で、レベル 1 の e シール用電子証明書のフォーマットは、ITU-T X. 509 に限定されていないため、新しい技術の活用が阻害されるものではないと考えます。</p>
<p><b>意見 61</b></p>	<p><b>考え方 61</b></p>

<p>以下については、レベル1,2,3を問わず、規定しておくことが望ましいと考えます。</p> <p>基本領域 (subject) : 組織の英文商号</p> <p>拡張領域 (SubjectAltName) : 組織の和文商号</p> <p style="text-align: right;">【株式会社帝国データバンク】</p>	<p>頂いたご意見については、参考とさせていただきます。</p>
<p><b>意見 62</b></p>	<p><b>考え方 62</b></p>
<p>プロファイルについては、レベル1,2,3を問わず、必須項目を規定しておくことが必要であると考えます。</p> <p>例.</p> <p>基本領域 (subject) : 組織の英文商号、など</p> <p>拡張領域 (SubjectAltName) : 組織の和文商号、など</p> <p style="text-align: right;">【電子認証局会議】</p>	<p>頂いたご意見については、参考とさせていただきます。</p>
<p><b>意見 63</b></p>	<p><b>考え方 63</b></p>
<p>なお組織の英文商号は、定款に定めが無い限り、電子認証局側での確認が難しい状況にあります。ベースレジストリ (例. 国税庁法人番号公表サイト) などでの今後の検討に期待します。</p> <p style="text-align: right;">【電子認証局会議】</p>	<p>頂いたご意見については、参考とさせていただきます。</p>
<p><b>意見 64</b></p>	<p><b>考え方 64</b></p>
<p>また、国際的な整合性を考慮した場合、2バイト文字を格納したeシール用電子証明書がEU等において、理論上ではなく実際に利用できるのか (例えば、フォントが搭載されていないPCで表示が可能なのか、など)、調査していただくことを望みます。</p> <p style="text-align: right;">【電子認証局会議】</p>	<p>ご意見として承ります。</p>
<p><b>該当箇所 : ⑤ 設備の基準 (認証局側の暗号装置)</b></p>	
<p><b>意見 65</b></p>	<p><b>考え方 65</b></p>



<p>e シールにおける認証局側の HSM 基準は、その他のトラストサービス（電子署名法、時刻認証業務の認定）と整合することが望ましいと考えます。また「プロテクションプロファイル（PP）は別途検討が必要」とありますが、日本独自 PP 作成はコスト負担が相応に発生するため、ISO/IEC15408 の適用が相応しいと思料します。</p> <p style="text-align: right;">【株式会社帝国データバンク】</p>	<p>頂いたご意見については、参考とさせていただきます。</p>
<p><b>意見 66</b></p> <p>e シールに係る設備の基準は、法律の施行規則や告示等で規定するのではなく、電子署名に係る設備の基準と併せて、技術標準として作成・維持されるべきと考えます。当協会の 18 年以上にわたる電子署名及び認証業務に関する法律に基づく指定調査機関としての経験上、トラストサービスに係る技術基準は、利用・運用に係る安全・利便性に係るものであり、かつ、変化の速度が大きいいため、法令で直接規定されるのではなく、技術標準として作成されるべきと考えます。</p> <p>技術標準すなわち規格等の活用については、データ戦略タスクフォース（第 7 回）の資料 1 トラストに関するワーキングチーム - 検討状況の 7 ページ及び 8 ページに記載されています。</p> <p style="text-align: right;">【一般財団法人日本情報経済社会推進協会】</p>	<p><b>考え方 66</b></p> <p>頂いたご意見については、今後の検討における参考とさせていただきます。</p>
<p><b>意見 67</b></p> <p>レベル 3 の e シールにおける認証局側の HSM の基準は、基本的には電子署名法を準用することに賛同します。</p> <p style="text-align: right;">【電子認証局会議】</p>	<p><b>考え方 67</b></p> <p>本取りまとめ（案）に賛同のご意見として承ります。</p>
<p><b>意見 68</b></p> <p>なお、e シールにおける認証局側の HSM の基準は、その他のトラストサービス（電子署名法、時刻認証業務の認定）と整合することが望ましいと考えます。</p> <p style="text-align: right;">【電子認証局会議】</p>	<p><b>考え方 68</b></p> <p>頂いたご意見については、今後の検討における参考とさせていただきます。</p>
<p><b>意見 69</b></p>	<p><b>考え方 69</b></p>

<p>e シールにおける認証局側の HSM 基準は、電子署名法と整合することが望ましいと考えます。</p> <p style="text-align: right;">【個人】</p>	<p>本取りまとめ（案）に賛同のご意見として承ります。</p> <p>P19 に示したとおり、e シールにおける認証局側の HSM 基準については、電子署名法の基準は現行化することを前提に、基本的には電子署名法を準用することが適切だと考えます。</p>
<p><b>該当箇所： ⑤ 設備の基準（利用者側の e シール生成装置）</b></p>	
<p><b>意見 70</b></p> <p>レベル 3 の e シールが国際連携を想定しているため、利用者側の e シール生成装置の基準は「QSCD 等の認証 e シール生成装置を求める場合」があることを、認証局（レベル 3）はユーザへ規約などで告知する必要があるものと思料します。</p> <p style="text-align: right;">【株式会社帝国データバンク】</p>	<p><b>考え方 70</b></p> <p>頂いたご意見については、今後の検討における参考とさせていただきます。</p>
<p><b>意見 71</b></p> <p>レベル 3 の e シールが国際連携を想定しているため、利用者側の e シール生成装置の基準は「QSCD 等の認証 e シール生成装置を求める場合」があることを、認証局（レベル 3）はユーザへ規約などで告知する必要があるものと思料します。</p> <p style="text-align: right;">【電子認証局会議】</p>	<p><b>考え方 71</b></p> <p>頂いたご意見については、今後の検討における参考とさせていただきます。</p>
<p><b>意見 72</b></p> <p>また、認証 e シール生成装置を用いて行われた e シールであるかどうかを検証者が判断できる仕組みを具備するために、証明書プロファイルで QSCD 利用を示す objectIdentifier を日本独自で指定することが望ましいと考えられます。</p> <p style="text-align: right;">【株式会社帝国データバンク】</p>	<p><b>考え方 72</b></p> <p>頂いたご意見については、今後の検討における参考とさせていただきます。</p>
<p><b>意見 73</b></p>	<p><b>考え方 73</b></p>

<p>さらに、電子署名法では利用者側の電子署名生成装置を規定しておらず、e シールとの整合性（トラストサービス全体の整合性）検討が必要と思料します。</p> <p style="text-align: right;">【株式会社帝国データバンク】</p>	<p>頂いたご意見については、今後の検討における参考とさせていただきます。</p>
<p><b>意見 74</b></p>	<p><b>考え方 74</b></p>
<p>レベル3のe シールにおける利用者側のe シール生成装置の基準は、本基準で求めないことについては、理解します。しかしながら、当該ページに記載のとおり、電子署名生成を含め、e シール生成装置に関しては、その信頼性に対して検証者が確認するに値すべき事項であるため、今後の検討に期待いたします。</p> <p style="text-align: right;">【電子認証局会議】</p>	<p>本取りまとめ（案）に賛同のご意見として承ります。</p> <p>頂いたご意見については、今後の検討における参考とさせていただきます。</p>
<p><b>意見 75</b></p>	<p><b>考え方 75</b></p>
<p>レベル3のe シールにおける利用者側のe シール生成装置の基準は、本基準で求めないことについては、理解します。しかしながら、当該ページに記載のとおり、電子署名生成を含め、e シール生成装置に関しては、その信頼性に対して検証者が確認するに値すべき事項であるため、今後の検討に期待いたします。</p> <p style="text-align: right;">【個人】</p>	<p>本指針（案）の賛同のご意見として承ります。</p> <p>その他のご意見は、今後の検討における参考とさせていただきます。</p>
<p><b>意見 76</b></p>	<p><b>考え方 76</b></p>
<p>また、認証e シール生成装置を用いて行われたe シールであるかどうかを検証者が判断できる仕組みを具備するために、証明書プロファイルでQSCD利用を示すOID（objectIdentifier）を日本独自で指定することが望ましいと考えられます（EUでは、OID 0.4.0.1862.1.4で示しています）。</p> <p style="text-align: right;">【電子認証局会議】</p>	<p>頂いたご意見については、今後の検討における参考とさせていただきます。</p>
<p><b>意見 77</b></p>	<p><b>考え方 77</b></p>
<p>なお、電子署名法では利用者側の電子署名生成装置を規定しておらず、e シールとの整合性（トラストサービス全体の整合性）検討が必要と思料します。</p>	<p>頂いたご意見については、今後の検討における参考とさせていただきます。</p>

<b>【電子認証局会議】</b>	
<b>意見 78</b>	<b>考え方 78</b>
<p>e シール検証を実施するユーザ側観点では、「当該 e シールが認証 e シール生成装置を用いて行われていることを検証者が判断可能な仕組みとすることが適切」と考えられ、認証局が証明書発行時にプロファイル内に記載し、秘密鍵を認証 e シール生成装置に格納して利用者に届ける必要があると考えます。</p> <p style="text-align: right;"><b>【電子認証局会議】</b></p>	<p>頂いたご意見については、今後の検討における参考とさせていただきます。</p>
<b>意見 79</b>	<b>考え方 79</b>
<p>セキュリティの問題等の課題はあると思うが e-シール生成装置は物理的でないものである。ネットワーク上で貼付できるものでないと、電子化を推進する上での当社の目的（在宅での業務が完結する）に合致しない。</p> <p style="text-align: right;"><b>【TDK 株式会社】</b></p>	<p>頂いたご意見については、参考とさせていただきます。</p>
<b>意見 80</b>	<b>考え方 80</b>
<p>以下の想定は、誤認される可能性があります。</p> <p>レベル 3：海外 レベル 2：国内</p> <p>レベル 3 を海外でも通用するものと想定することには賛同いたしますが、国内での利用をレベル 2 の世界で考えた基準のみと宣言するのは極小かと想定されます。国内事情も十分考慮したレベル 3 も必要であると思料します。</p> <p style="text-align: right;"><b>【電子認証局会議】</b></p>	<p>P9 に示したとおり、レベル 3 の e シールはレベル 2 に加えて、十分な水準を満たしたトラスタアンカーによって信頼性が担保された e シールであり、国内外問わず使用されることを想定しています。</p>
<b>該当箇所： ⑤ 設備の基準（認証局側の暗号装置の管理）</b>	
<b>意見 81</b>	<b>考え方 81</b>
<p>以下に賛同します。</p>	<p>本取りまとめ（案）の賛同のご意見として承り</p>

<p>「電子署名法の認定認証業務で要求している基準と同等の基準を求めることが適切ではないか。」</p> <p style="text-align: right;">【株式会社帝国データバンク】</p>	<p>ます。</p>
<p><b>意見 82</b></p>	<p><b>考え方 82</b></p>
<p>以下に賛同します。</p> <p>「電子署名法の認定認証業務で要求している基準と同等の基準を求めることが適切ではないか。」</p> <p style="text-align: right;">【電子認証局会議】</p>	<p>本取りまとめ（案）の賛同のご意見として承ります。</p>
<p><b>意見 83</b></p>	<p><b>考え方 83</b></p>
<p>レベル3のeシールにおける認証局側のHSMの管理に係る基準は、電子署名法を準用することに賛同します。</p> <p style="text-align: right;">【個人】</p>	<p>本取りまとめ（案）の賛同のご意見として承ります。</p>
<p><b>該当箇所： ⑤ 設備の基準（利用者側の秘密鍵の管理）</b></p>	
<p><b>意見 84</b></p>	<p><b>考え方 84</b></p>
<p>以下に賛同します。</p> <p>「これらに鑑みて、利用者の秘密鍵の管理は発行対象である組織等に委ねることが適切だと考えられる。ただし、認証局から利用者に対する説明事項として、秘密鍵の管理は厳格に行うこと（複製は望ましくない等）を規定することが適切だと考えられる。なお、秘密鍵の管理が利用者に委ねられ、利用者側での複製が望ましくないことを考慮すると、当然、認証局側での利用者の秘密鍵の複製も望ましくない。」</p> <p style="text-align: right;">【株式会社帝国データバンク】</p>	<p>本取りまとめ（案）の賛同のご意見として承ります。</p>
<p><b>意見 85</b></p>	<p><b>考え方 85</b></p>
<p>また、紙の発行書類への押印においては、多くの企業で印章管理規程に基づいて管理職や所</p>	<p>頂いたご意見については、今後の検討における</p>

<p>管部署により押印がなされているものと考えられます。この押印を電子的に行うものがeシールであり、印章に相当するものが秘密鍵あるいはPINコードなど鍵認可で使用する認証要素になるため、利用企業においてこれらの管理についての社内規程を整備することは必要と考えます。利用者側の秘密鍵の管理は発行対象である組織の管理に委ねる方針となっておりますが、こうした運用に際してのガイドラインを用意した方がeシールを安全に普及させる上で望ましいと考えます。</p> <p style="text-align: right;">【株式会社電通国際情報サービス】</p>	<p>参考とさせていただきます。</p>
<p><b>意見 86</b></p>	<p><b>考え方 86</b></p>
<p>以下に賛同します。</p> <p>「これらに鑑みて、利用者の秘密鍵の管理は発行対象である組織等に委ねることが適切だと考えられる。ただし、認証局から利用者に対する説明事項として、秘密鍵の管理は厳格に行うこと（複製は望ましくない等）を規定することが適当だと考えられる。なお、秘密鍵の管理が利用者に委ねられ、利用者側での複製が望ましくないことを考慮すると、当然、認証局側での利用者の秘密鍵の複製も望ましくない。」</p> <p>利用者の秘密鍵の管理は発行対象である組織等の管理に委ねることに賛同します。その秘密鍵が安全に管理できるような媒体は、コモンクライテリア等を基準としたレベル分けが必要であり、今後の検討に期待します。</p> <p style="text-align: right;">【電子認証局会議】</p>	<p>本取りまとめ（案）に賛同のご意見として承ります。</p>
<p><b>意見 87</b></p>	<p><b>考え方 87</b></p>
<p>利用者の秘密鍵の管理は発行対象である組織等の管理に委ねることに賛同します。その秘密鍵が安全に管理できるような媒体は、認証局の責務の範疇と考えることが可能であり、コモンクライテリア等を基準としたレベル分けが必要であり、今後の検討に期待します。</p> <p style="text-align: right;">【個人】</p>	<p>本取りまとめ（案）に賛同のご意見として承ります。</p> <p>その他のご意見は、今後の検討における参考とさせていただきます。</p>

<b>該当箇所： ⑥ その他（e シールを大量に行う際の処理）</b>	
<b>意見 88</b>	<b>考え方 88</b>
<p>以下に賛同します。</p> <p>「レベル3のeシールにおいて、複数の対象データに一括でeシールを行うことを認めることが適当。」</p> <p style="text-align: right;">【株式会社帝国データバンク】</p>	<p>本取りまとめ（案）の賛同のご意見として承ります。</p>
<b>意見 89</b>	<b>考え方 89</b>
<p>以下について、活用シーンの拡大が想定されるため、賛同します。</p> <p>「レベル3のeシールにおいて、複数の対象データに一括でeシールを行うことを認めることが適当。」</p> <p style="text-align: right;">【電子認証局会議】</p>	<p>本取りまとめ（案）の賛同のご意見として承ります。</p>
<b>意見 90</b>	<b>考え方 90</b>
<p>活用シーンの柔軟性を鑑み、レベル区分にかかわらず、複数の対象データに一括でeシールを行うことを認めることに、賛同いたします。</p> <p style="text-align: right;">【個人】</p>	<p>本取りまとめ（案）の賛同のご意見として承ります。</p>
<b>該当箇所： ⑥ その他（リモート方式）</b>	
<b>意見 91</b>	<b>考え方 91</b>
<p>eシールのリモート環境での利用に対して賛同します。リモートにつきましては、自組織内でのリモートと、リモートeシール事業者との区分が必要となりますので、今後の検討に期待いたします。</p> <p style="text-align: right;">【個人】</p>	<p>本取りまとめ（案）に賛同のご意見として承ります。</p> <p>その他のご意見は、今後の検討における参考とさせていただきます。</p>
<b>意見 92</b>	<b>考え方 92</b>

<p>以下に賛同します。なお重要度に応じて複数認証やシステム間連携における ID 連携などを行うことも適切と想定されます。</p> <p>「レベル3のリモートeシールにおいては、少なくとも利用認証（eシールを行うことができる権限者（リモートeシールサービスへの登録者）であることを認証するための認証）と鍵認可（実際にeシールを行うために利用者の秘密鍵を利用できる状態にすること）を別に求めることが適切。」</p> <p style="text-align: right;">【株式会社帝国データバンク】</p>	<p>本取りまとめ（案）の賛同のご意見として承ります。</p>
<p><b>意見 93</b></p>	<p><b>考え方 93</b></p>
<p>eシールのリモート環境での利用に対して賛同します。</p> <p>また、以下に賛同します。なお重要度に応じて複数認証やシステム間連携における ID 連携などを行うことも適切と想定されます。</p> <p>「レベル3のリモートeシールにおいては、少なくとも利用認証（eシールを行うことができる権限者（リモートeシールサービスへの登録者）であることを認証するための認証）と鍵認可（実際にeシールを行うために利用者の秘密鍵を利用できる状態にすること）を別に求めることが適切。」</p> <p style="text-align: right;">【電子認証局会議】</p>	<p>本取りまとめ（案）に賛同のご意見として承ります。</p>
<p><b>意見 94</b></p>	<p><b>考え方 94</b></p>
<p>以下に賛同します。</p> <p>「認証要素の管理は基本的には利用者が行うこととし、eシールとしての用をなさないレベル3のeシールの生成、流通を防止するため、レベル3のeシールをリモートで行う事業者（リモートeシールサービス提供事業者）のサービスについては、一定の基準（認証要素は利用者本人が管理すること等）を設けることが適切。」</p> <p style="text-align: right;">【株式会社帝国データバンク】</p>	<p>本取りまとめ（案）の賛同のご意見として承ります。</p>
<p><b>意見 95</b></p>	<p><b>考え方 95</b></p>



<p>以下に賛同します。</p> <p>「認証要素の管理は基本的には利用者が行うこととし、eシールとしての用をなさないレベル3のeシールの生成、流通を防止するため、レベル3のeシールをリモートで行う事業者（リモートeシールサービス提供事業者）のサービスについては、一定の基準（認証要素は利用者本人が管理すること等）を設けることが適切。」</p> <p style="text-align: right;">【電子認証局会議】</p>	<p>本取りまとめ（案）に賛同のご意見として承ります。</p>
<p><b>意見 96</b></p> <p>コロナ禍で加速したリモートワークの普及、及びアプリケーション提供事業者のクラウド対応の状況を考慮すると、リモート方式でのeシール利用を多くの企業が採用するものと考えられます。この時、利用企業がリモートeシールサービス提供事業者を安心して利用するためには、当該事業者の認定制度があると良いと考えます。</p> <p style="text-align: right;">【株式会社電通国際情報サービス】</p>	<p><b>考え方 96</b></p> <p>頂いたご意見については、今後の検討における参考とさせていただきます。</p>
<p><b>該当箇所： ⑥ その他（失効に係る事項）</b></p>	
<p><b>意見 97</b></p> <p>以下に賛同します。</p> <p>「失効要求できる者は電子証明書の発行を要求できる者（法人であれば代表者又は代表者から委任を受けた者）に限定することが適切。」</p> <p style="text-align: right;">【株式会社帝国データバンク】</p>	<p><b>考え方 97</b></p> <p>本取りまとめ（案）の賛同のご意見として承ります。</p>
<p><b>意見 98</b></p> <p>以下に賛同します。</p> <p>「失効要求できる者は電子証明書の発行を要求できる者（法人であれば代表者又は代表者から委任を受けた者）に限定することが適切。」</p> <p>ただし、委任関係およびその確認方法については、さらなる検討を期待します。</p>	<p><b>考え方 98</b></p> <p>本取りまとめ（案）の賛同のご意見として承ります。</p>

<p>なお、e シールは利用範囲が社内で多岐にわたることが想定され、当該証明書が失効された場合に及ぶ影響範囲は自然人が利用する電子署名より広範囲と想定されます。失効による事故防止のため、e シール用電子証明書の失効権限者は最小限とすることが適切であると考えます。</p> <p style="text-align: right;">【電子認証局会議】</p>	
<p><b>意見 99</b></p>	<p><b>考え方 99</b></p>
<p>失効要求の権限に関して、限定することに関して、賛同します。ただし、委任を伴う失効の場合、委任関係およびその確認方法については、さらなる検討を期待します。</p> <p style="text-align: right;">【個人】</p>	<p>本取りまとめ（案）に賛同のご意見として承ります。</p> <p>その他のご意見は、今後の検討における参考とさせていただきます。</p>
<p><b>該当箇所： その他</b></p>	
<p><b>意見 100</b></p>	<p><b>考え方 100</b></p>
<p>[意見]</p> <p>e シールが用いられる対象データは、PDF や XML が当面の主流になると推測していますが、これらの e シールが行われたデータをアプリケーション側で正しく処理（電子証明書そのものの信頼チェーン検証、失効確認、電子証明書に記載された情報の処理やユーザへの表示等）する為のガイドや主要な商用アプリケーションでの動作確認等々、我が国としての e シール用電子証明書発行が開始される時点で、利用普及がスムーズに進む様アプリケーションやサービスでの対応も一定程度整備されているといった状況作りに留意頂けましたらと思います。</p> <p>[理由]</p> <p>e シールが行われたデータのトラスト検証や活用がデータの流通した先々でスムーズに行われる、例えば広く普及が進んでいる商用アプリケーション等において、「我が国としての e シ</p>	<p>頂いたご意見については、今後の検討における参考とさせていただきます。</p>

<p>ール」がサポートされユーザに違和感や手間を感じさせない環境を広く作ることが、ユーザにとっての「わかりやすさ」及び普及に繋がる鍵となるのではと考える次第です。今回のパブリックコメント対象ドキュメントでは、eシール用電子証明書をどんな対象にどう発行しどう管理していくかについて主に言及されていますが、我が国としてのeシール用電子証明書発行開始に備えて利活用環境の整備・充実にも留意していくことが実質的な利用普及実現に向けて有効かつ必要と考えます。</p> <p style="text-align: right;">【GMO グローバルサイン株式会社】</p>	
<p><b>意見 101</b></p>	<p><b>考え方 101</b></p>
<p>eシールサービスの具体化を検討している企業も想定されるところ、それらによるeシールサービスの信頼性のトライアル評価又はパイロットプロジェクトに関する検討の方向性を追記してはいかがでしょうか。本検討会で検討されたどのレベルの基準であれば、実際に利用されるのか、その際の適合性評価の基準はどのようなものであるか、より具体的な検討が進み、議論が深まり、適正な技術基準等の作成につながるものと考えます。</p> <p style="text-align: right;">【一般財団法人日本情報経済社会推進協会】</p>	<p>頂いた内容については、本検討会で議論されていないものであるため、修正は行わずに原案どおりとさせていただきます。</p> <p>頂いたご意見については、今後の検討における参考とさせていただきます。</p>
<p><b>意見 102</b></p>	<p><b>考え方 102</b></p>
<p>1. eシール用の電子証明書の発行についてeシールの利用を国が促進するのであれば、eシール用の電子証明書はデジタル庁などの国の機関が、発行先の組織の情報（たとえば法人登記や法人番号登録等）を確認の上、その組織の請求によって無償で発行すべきです。あるいは組織情報の登録変更の際に自動的に無償で発行すべきです。</p> <p>組織の情報登録や抹消手続きは法務局や税務署に対して行われます。年金や健康保険での手続きもあります。これらは全て公的機関で行われます。民間の認証局が電子証明書を発行しても、組織が廃止になったことがわからず失効処理ができません。廃止（廃業）となった組織が認証局に手続きするとは限りませんので、一定期間は存在しない組織の電子証明書で電子署名</p>	<p>ご意見として承ります。</p>

<p>したデータが流通してしまう可能性があります。</p> <p style="text-align: right;">【個人】</p>	
<p><b>意見 103</b></p>	<p><b>考え方 103</b></p>
<p>2. e シールの利用普及について電子署名は以前からある技術、サービスですが、普及しているとは言えません。</p> <p>その問題を解決せず、e シールを普及させることはできないと思います。実際に、組織名の電子証明書は今現在でも発行できますが、利用者は多いとはいえません。電子署名を付与できるソフトは広く普及していますし（使っていないだけ）、リモート署名サービスは電子契約などで利用者、利用回数が増えています。一方で、いわゆるローカル署名の利用は伸び悩んでいます。ローカル署名の場合、A. 発行手続きの手間、B. 発行費用、C. 電子証明書の管理負担の問題があり、それが普及しない原因だと思います。1. のとおり、国が証明書を発行した場合は AB の問題は解決します。e シールリモート署名サービスがあれば C の問題は解決します</p> <p>いいものを作っても利用されなければ価値はありませんから、国民が利用しやすい仕組みにするよう、国が主体的に推進するのか、または、民間事業者を指導する必要があると思います。</p> <p style="text-align: right;">【個人】</p>	<p>頂いたご意見については、今後の検討における参考とさせていただきます。</p>
<p><b>意見 104</b></p>	<p><b>考え方 104</b></p>
<p>e シールの偽造を防ぐ手立ての徹底をお願いします。</p> <p style="text-align: right;">【個人】</p>	<p>頂いたご意見については、参考とさせていただきます。</p>
<p><b>意見 105</b></p>	<p><b>考え方 105</b></p>
<p>日本で e シールの規格設定が検討されているようですが、ヨーロッパの eIDAS は 5 つまとめて制定されています。いくら e シールを制定しても、受け渡しの方法がメールという偽装が容易に行ってしまう方法だと、e シールの有効性に疑問が残ります。また、欧州とやり取りする際に、e デリバリーのシステムが整備されていないと、セキュリティの問題が残し、結局 e シ</p>	<p>頂いたご意見については、今後の検討における参考とさせていただきます。</p>

ールのデータを物理的に国際郵便で郵送するというデジタルとアナログを組み合わせないと、完全性が保証されなくなってしまいます。

令和元年のの検討会で、e デリバリーの例として、ドイツの de-mail が検討されておりましたが、世界で一番書留郵便市場が大きいのはフランスですし、e デリバリー市場もフランスのほうが成熟しています。de-mail は使い方が複雑らしく、大して利用されていないようです。

【個人】